

2020年度 宇治市中小企業技術開発促進事業

募 集 案 内

2020年4月1日
産 業 振 興 課

技術革新により競争力の強化を目指す市内中小企業者に対し、産業財産権の取得や、技術革新のために大学等に研究委託する場合の経費の一部を助成します。

1. 対象事業

2020年4月1日から2021年3月31日までに実施・完了する下記の事業です。

- (1) 産業財産権の取得（出願前先行技術調査を行ったものに限りです。）
 - ① 特許権の審査請求 ② 実用新案権の技術評価請求
 - ③ 意匠権の出願 ④ 商標権の出願
- (2) 技術開発のために大学又は公的機関等に対する研究又は試験の委託
- (3) 技術開発のために大学又は公的機関等の保有する機械又は器具の借受け

2. 対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業で市税を完納している者

- (1) 法人については、本店または支店が宇治市にある法人事業者
- (2) 個人については、市内に住所を有する個人事業者

3. 対象業種

- (1) 情報関連産業（「日本標準産業分類」においてソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業、映像情報制作・配給業若しくは民間放送業（有線放送を除く。）に分類される産業又はこれらに準ずる産業をいう。）
- (2) 自然科学研究所（「日本標準産業分類」において自然科学研究所に分類される産業）
- (3) 製造業（「日本標準産業分類」において製造業に分類される産業）
- (4) 温暖化防止、環境負荷低減及び環境保全等の環境産業

4. 対象経費・助成率・助成限度額

(1) 産業財産権

対象事業	対象経費	助成率・限度額
特許権の審査請求	審査請求料及び出願前先行技術調査料	助成率 1/2以内
実用新案権の技術評価請求	技術評価請求料	単年度限度額 200,000円 3年度限度額 500,000円
意匠権の出願	出願料	
商標権の出願		

※ この事業は、産業財産権の出願をする前に財産権の取得をより確実にするために、先行技術調査を実施していただくことが条件となっています。

(2) その他

対象事業	対象経費	助成率・限度額
技術開発のため大学又は公的機関等に対する研究又は試験の委託	委託料	助成率 1/2以内 単年度限度額 200,000円 3年度限度額 500,000円
技術開発のため大学又は公的機関等の保有する機械又は器具の借受け	賃借料	助成率 1/2以内 単年度限度額 100,000円 3年度限度額 200,000円

※①人件費・旅費・食糧費・消費税にかかる経費を除く。

②1,000円未満の助成金は切り捨てる。

③機械又は器具の借受け事業は、試験テーマ毎の申請とする。

④助成金の交付は3年度まで（連続・不連続を問わない）

5. 申請方法

宇治市中小企業技術開発促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、必要資料を添付して、事業着手前に産業振興課へ持参してください。

6. 申請受付期間

受付期間は、2021年3月31日までです。

ただし、先着順にて予算額の範囲をもって締切りとなります。

7. 詳細・問い合わせ先

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45 番地の 13
宇治市産業会館 3 階
宇治市産業振興課
TEL : 0774-39-9621 直通